検証・浦和電車区事件の真実 No.28

民主化闘争情報 [号外] 2008年6月27日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)

第28回 長期休暇のY氏を気にする東労組

JR東労組からの執拗な脅しで長期休暇に追い込まれたY氏(当該事件被害者)の取り扱いについて、浦和電車区のI区長は同電車区を管轄するJR東日本大宮支社に相談した。

Y氏の窮状を一顧だにしない東労組偏重の会社回答

しかし、2001 年 4 月 5 日に返された支社の回答は、前号に記載した通り、東労組に迎合した内容であり、 Y 氏の窮状を一顧だにしない、実に無責任なものだった。

「浦和電車区で仕事ができないというのは、本人のわがままではないか」「本人の都合で 異動することはできない」と回答し、Y氏が長期に亘り職場内で集団的糾弾を受けてきた 実態を無視し、本人に責任転嫁するような見解を示す一方で、「支社としての考え方を分会 に伝えておいて欲しい(本人が辞める場合も考えられるため)」と伝えている。Y氏を追及 し続けている東労組浦和電車区分会に配慮しているかのような指示である。さらに、「会社 としては東労組を基軸として運営していることを本人に伝えてもらいたい」と、傍若無人 に社員をいじめて安全を破壊する東労組を擁護している。「東京車掌区のこともあるので安 易に異動はさせられない」との意味は定かではないが、事件の発端となった丹沢キャンプ の参加者で、Y氏と同様に東労組から糾弾を受けていた東京車掌区の組合員の転勤を認め ていないのだから、Y氏にも我慢させろということなのだろうか。

東労組に迎合して加害者の肩を持ち、被害者に我慢を強いるやり方は、三鷹電車区事件 (No.13 を参照)の構図と同じである。当時、JR東日本が東労組とのトラブルを避けようと、彼らに迎合した偏向労政を敷いていたことは明らかだ。会社が、職場規律や社員の人権よりも東労組の意向を優先し、配慮してきた結果、不幸な事件が発生したのである。

「分会としてYを浦和電車区から出したくない」

ところでこの頃、東労組は、長期休暇を取ったY氏の動向をしきりに気にしていた。 浦和電車区分会の上原分会長(被告)は3月下旬、I区長に、「Yが『退職したい』と言っているようだが、どうなっているのか」と尋ねている。東労組は、Y氏が2月28日に組合を脱退した以降も、「これからもYに対する追及の手を緩めることは決してありません」 (分会「闘争委員会ニュース」)として、Y氏に対し、大澗・山田被告を中心に執拗に追及を続けてきた。Y氏を退職させる目的が達成できるかどうか、気になっていたようだ。

さらに4月3日、上原が区長室に来て、「地本(注:東労組大宮地方本部)から問合せがあったが、Yの件はどうなっているのか」とI区長に尋ねた。区長が「(Y氏を)辞めさせたくない」と答えると、上原は「分会として、Yを浦和電車区から出したくないと思っている」と言った。東労組はY氏をさらに追及していくために、Y氏に転勤してもらっては困る、と考えていたのだろう。(次号に続く)